

口蹄疫等防疫対策の徹底をお願いします！

中国や韓国等近隣諸国では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されているほか、アフリカ豚コレラが東アジア地域に近いロシアにおいて発生が確認されているなど、これらの家畜伝染病の我が国への侵入リスクは依然として高い状態のままにあると考えられます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、訪日外国人旅行者が年々増加し、これから夏季休暇の時期を迎え、口蹄疫等が発生している国を含め、諸外国との人や物の動きが一層激しくなります。

畜産関係者等の皆様には、口蹄疫等発生地域への渡航を可能な限り自粛し、仮に渡航する場合には以下の点に留意して下さい。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間は衛生管理区域に立ち入らないこと。
- ② 農場主、従業員等がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
- ③ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

衛生管理区域への病原体の持込み防止の再徹底を！

- ・必要のない人を立ち入らせない。
- ・不要な物を持ち込ませないようにする。
- ・やむを得ず人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じる。

早期通報の徹底を！

以下の①～③の症状を呈していたら口蹄疫の特定症状です。

- ①発熱39℃以上の家畜が泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下or泌乳停止のいずれかを呈し、口腔内、鼻部、乳頭等に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕を呈す場合
- ②同一畜房内で複数の家畜の口腔内等に水疱等があること
- ③同一畜房内で半数以上の哺乳畜が2日間で死亡すること

次のホームページを参考にしてください。

- 動物検疫所ホームページ「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

- 動物衛生研究部門ホームページ「口蹄疫 画像・動画集」

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/piclist/index.html>

お問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817